

保育士就職準備金 貸付のご案内

保育士資格を活用し、神奈川県内の保育所等で活躍いただくことを目的に、
保育士・保育所支援センターでの求職登録・就労支援のうえで
就職のための準備金をお貸しする制度です。

対象となる保育所等で保育士業務に2年間従事することによって
返還が免除になります。

《貸付対象》

次の条件をすべて満たす方で、保育所等での勤務は週20時間以上の勤務が必要となります。

- ① 養成施設の卒業から1年以上経過し、保育士登録を行っている者、又は保育士試験の合格後に保育士登録を行った方。
- ② 以下の施設又は事業所を離職した方、もしくはこれまで勤務経験がない方。
児童福祉法等に規定されている保育所および幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、預かり保育を常時実施している幼稚園、認定こども園への移行予定の幼稚園 など
- ③ かながわ保育士・保育所支援センターに求職登録(※1)後、県内に所在する保育所等に新たに勤務することが決定している方
- ④ 新たに勤務する就業先において2年以上継続して勤務できる方

※1 「求職登録」とは単に求職登録のみならず、かながわ保育士・保育所支援センターとの就労支援等を含めた関わりを指しますのでご注意ください。詳しくは貸付担当までお問合せください。保育士修学資金貸付をすでに借入している場合については、貸付における就職準備金の加算（他の自治体における同種の貸付金を含む）は対象外となります。

《連帯保証人》

この貸付は連帯保証人が必要となります。

- ・連帯保証人は、日本国内に居住する20歳以上、80歳以下で、原則独立した生計を営むなど安定した収入がある方
- ・連帯保証人が外国籍の場合は、在留資格が永住者であること

《貸付金額》 200,000円 一人1回限り 《貸付利子》 無利子

かながわ保育士・保育所支援センターへの求職登録について

- ・本貸付の申請には、かながわ保育士・保育所支援センターの求職登録が原則必要となります。
- ・求職登録後、求人情報の提供や就職先の紹介、就職相談会などのご案内や、コーディネーターの就職相談が受けられます。
- ・求職登録は「かながわ保育士・保育所支援センター」ホームページ（QRコードから「すぐに働きたい方」→「求職登録」よりご登録ください。）、「福祉のお仕事」ホームページ、窓口（窓口相談は予約制）等で登録が可能です。



《申請手続きについて》申請をご希望の方は、福祉人材センターまでお電話をください。

- 申請書類（様式★）を送ります。
- 申請手続きは、必要な書類をそろえて、福祉人材センターに郵送してください。
- 申請書類提出期限は、就労開始日から原則1カ月以内となります。
(内定後、就労前に申請することもできます)

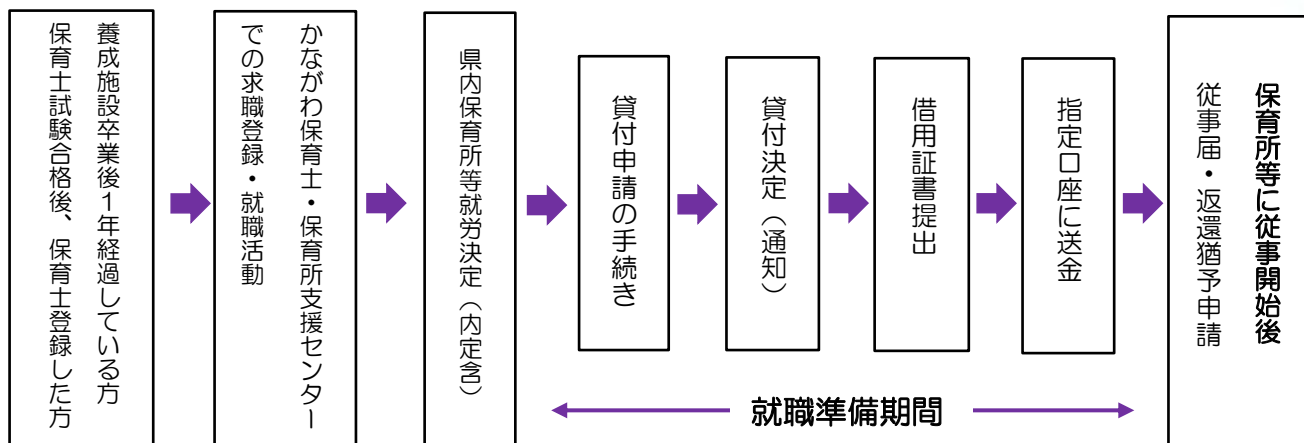
《申請に必要な書類》

- ① 保育士就職準備金貸付申請書（様式★）
- ② 内定書等、神奈川県内の保育所等に就職（内定）することを証明する書類（就労開始日の記載があるもの）の写し
- ③ 申請者及び連帯保証人の3カ月以内の住民票（マイナンバー記載のないもの）の写し
- ④ 保育士証の写し
- ⑤ 個人情報の取扱いについての同意書（様式★）

【就職準備金の対象となる用途】

- 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用・転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- 保育所等で使用する被服費・保育所等で勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
- 保育所等へ通勤に要する移動用自転車等の購入費・子どもの預け先を探すにあたって必要な経費
- 初回給与までの通勤等の経費・緊急連絡や各種情報収集するためのパソコンや携帯電話などを購入する経費
- その他、再就職に必要と認められる経費

就職準備金貸付申請手続きの主な流れ



《保育士就職準備金貸付の申請書請求・お問合せ先》

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉人材センター 貸付担当
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13階
TEL:045-312-4816
受付：月～金（祝祭日・年末年始除く）9:00～12:00 / 13:00～17:00

